上告受理申立理由書

平成 22 年 10 月 28 日

最 高 裁 判 所 御中

上告受理申立人代理人 弁護士 阿 部 裕 行

同 塩川泰子

重要な法令違反(民訴法 318条1項)

頭書事件につき、上告受理申立の理由は以下のとおりである。

1 はじめに

本件は、相手方の会員である上告受理申立人が、相手方の機関誌への論文の掲載を拒否されたこと及び相手方の主催する大会での講演申込みを拒否されたことにより精神的苦痛を被ったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として慰謝料及び遅延損害金の支払を求めたのに対し、上告受理申立人の請求を棄却した第1審判決を維持した原判決に対する上告受理申立事件である。

原判決は, 論文掲載拒絶について, 以下のとおり判示して, 何ら違法はないとした。

控訴人(注:上告受理申立人)は、(中略)①編集委員は、考え方と指針中の編集委員の心得に基づいて、著者が過重な負担を負わないよう配慮する 義務や早めに問題解決を図る義務を負うところ、本件改訂論文の査読にお いて査読者 A, B の意見が対立していたにもかかわらず何ら調整等をしなかった、また、A の本件再訂論文に対する意見はそれまでの好意的な意見を覆すような新たな問題点を指摘したものであったにもかかわらず説明の機会を与えなかったから、編集委員には上記義務違反がある (中略)と主張する。しかしながら、上記①の点については、考え方と指針は、その前文に「査読制度がより効果的に運営されるよう、著者・査読者および編集委員の役割と注意点について、編集委員会としての考え方をまとめておきます。」とあるように、著者・査読者及び編集委員の役割と注意点について、編集委員会としての考え方をまとめたものにすぎないのであって、これによって編集委員に控訴人が主張するような法的義務が発生するようなものではない (原判決7~8頁)。

しかしながら,原判決は、考え方と指針に基づく編集委員の上記義務を否定した点で、法令の解釈に関する重要な事項についての判断を誤るものである。以下、詳細を述べる。

2 考え方と指針の法的義務性

(1) 考え方と指針には法的義務性が認められること

原審は、考え方と指針の法的義務を認めなかった根拠として、前文を 挙げる。すなわち、前文に「査読制度がより効果的に運営されるよう、 著者・査読者および編集委員の役割と注意点について、編集委員会とし ての考え方をまとめておきます」とあることから、編集委員としての考 え方をまとめたものにすぎないというのである。

しかしながら、考え方と指針は、会員に公表されているものであり、 考え方をまとめたものにすぎないというのは、誤りである。

そもそも、論文採否の最終判断権者である編集委員会は、独断に陥る ことなく適正な判断をするべき義務を負っているのは、公平の観点から いって当然のことである。しかし、その編集委員会に対し、公平である べきだとの一般原則に従うことを求めるのみで、独断に陥ることなく適 正な判断を期待するのでは不十分であることは否めない。

そこで、憲法第23条が保障する研究成果の発表を侵害しないようにするため、編集委員が自らを律し、また著者、査読者が最低限守るべき事項とし定められたのが、考え方と指針であり、それは遵守されるべき事

項として定められ、また公表されているのである。そこには「著者の心得」,「査読者の役割」,「編集委員の心得」という小項目が設けられ、あるいは心得、あるいは役割とされているが、その内容は、いずれも査読制度が効果的に運営されるよう関係者がそれぞれ遵守すべき事項である。そこに列挙された事項は、論文採否の手続において守られるべき準則であり、そこで掲げられた事項は、法的義務を基礎づけるものと解するべきものである。

(2) 少なくとも考え方と指針にある「編集委員の心得」列挙事由には法的 義務性が認められること

よしんば、考え方と指針に著者や査読者に対する法的拘束力が認められないとしても、考え方と指針を作成した編集委員会自身が、「編集委員の心得」を含めて、会員に対してその考え方と指針を公表しているのであるから、少なくとも編集委員に対する関係では、編集委員が専横に陥らないために自らを律するものとして定めたものと解するべきであり、「編集委員の心得」に対しては、法的拘束力を認めるべきである。

そうでなければ、論文を掲載してもらうべく応募した会員は、公表された基準をないがしろにされても、ただ受け入れるしかなくなる。すなわち、時の編集委員による専横を許すこととなり、自らを律すべきものとして定められた考え方と指針が、無に帰することとなり、相手方が気象学における我が国唯一の学術団体であることを考慮すると、甚だ不当な事態となるのである。

したがって、考え方と指針のうち、少なくとも「編集委員の心得」に ついて法的義務を認めなかった原判決は、考え方と指針の法的解釈を誤 っている。

なお、編集委員会と編集委員では、法律論としては別個の主体であるが、考え方と指針においては、「3. 編集委員の心得」としつつ、その冒頭で「編集委員会は、以下の点を心がけています」として、編集委員と編集委員会を区別することなく使っているのであり、この項目は、個々の編集委員及び考え方と指針を作成した編集委員会自らが負う法的義務について述べるものである。

(3) 小括

したがって、いずれにせよ、考え方と指針にある「編集委員の心得」 列挙事由には、法的義務性が認められ、これに基づいて生ずる、著者が 過重な負担を負わないよう配慮する義務や早めに問題解決を図る義務は、 法的義務であるといえる。上告理由書で述べるとおり、相手方には、憲 法 23 条の遵守を課せられていることからすれば、なおさらである。

3 結語

以上により、考え方と指針に基づく編集委員の上記義務を否定した点で、 法令の解釈に関する重要な事項についての判断を誤るものであり、右判断を 前提に論文掲載拒否を適法とした原判決の破棄を求める。

以上